

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、
当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は、外来診療料 76 点を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

＊ 厚生労働省が定める疾患の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、
眼科学的検査料を算定する場合があります。

＊ 上記につきご不明な点はお相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名及び眼科診療経験年数

藺村 有紀子（27年）

小林 嶺央奈（6年）